

鎮西学院寄附行為施行細則

学校法人 鎮西学院

鎮西学院寄附行為施行細則

第一章 役員選挙及び推薦

(第7号理事の選任)

第1条 昭和26年3月10日に認可された学校法人鎮西学院寄附行為(以下「寄附行為」という。)

第6条第1項第7号に規定する理事の選挙は、次に掲げる各号による。

- (1) 理事長は、理事の選挙を行う評議員会を招集するときは開催日の7日前までに通知しなければならない。
- (2) 理事長は、第1号の評議員会に寄附行為第6条第2項第1号及び第2号それぞれの被選挙者名簿を作成し、前号の通知と同時に、評議員に閲覧させなければならない。
- (3) 投票は単記無記名投票とする。評議員会議長は選挙録を添えて選挙の結果を理事長に報告しなければならない。選挙は、評議員総数の4分の3以上の投票がなければならない。
- (4) 評議員自ら出席できないときは、委任状により他の評議員に投票を委任することができる。
- (5) 理事は得票順により所定数の当選者を定める。得票数が同数の時は決選投票を行う。
- (6) 理事長は当選者に対し遅滞なく当選通知をなし、その就任を求めなければならない。当選者が就任を承諾しない場合は次点者をもって当選者とする。
- (7) 前各号の規定により選出された理事に欠員が生じた場合は、その補充につき前各号の規定を準用する。

2 寄附行為第15条の「理事の競業及び利益相反取引の制限」に基づき、選任された第7号理事が他の学校法人の理事・教授・非常勤講師等を兼ねる場合は、その旨を理事会に報告し承認を受けるとともに、議事録に明記する。

(第8号理事の選任及び理事長候補者の推薦)

第2条 寄附行為第6条第1項第8号に規定する理事6人の選任及び理事長候補者の推薦するための選考会議については、次の各号による。

- (1) 選考会議は、寄附行為第6条第1項第1号から8号までに掲げる理事を持って組織し、学院長が議長となる。ただし、学院長が欠けたとき又は事故あるときは、鎮西学院副学院長又は鎮西学院大学学長がその職務を代行する。
- (2) この会議は、2回の会議をもって、理事6人をその種別及び定数に従い選任するとともに理事長候補者の推薦を行う。
- (3) 寄附行為第1項第1号から6号までの理事は、第1回の会議までに、前号の理事6人及び理事長の候補者をそれぞれ推薦する。
- (4) この会議の開催日は、改選年の6月1日から同月19日までの間とする。

- (5) この会議の招集は、少なくとも開催日の7日前に文書をもって行わなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- (6) この会議は第1号に定めた理事の過半数の出席がなければ、会議を開き、議事を決することができない。委任状による出席は認めない。
- (7) この会議の議事は、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。選挙を要する場合も、出席した理事の過半数の得票を持って決し、可否同数のときは議長が決するものとする。
- (8) 監事は、この会議が寄附行為及びこの細則に従って理事の選任を行っているかどうかを監査するため陪席することができる。ただし、議決権を有しない。
- (9) 議長は、この会議の日時、場所、出席者の氏名、議決事項その他必要な事項について議事録を作成しなければならない。
- (10) 議長は、議事録作成のため書記を出席させることができる。書記は、理事会の書記がこれにあたる。
- (11) 前各号の規定により選任された理事に欠員が生じた場合は、直ちに理事会において補欠の理事を選任する。

2 寄附行為第15条の「理事の競業及び利益相反取引の制限」に基づき、選任された第8号理事が他の学校法人の理事・教授・非常勤講師等を兼ねる場合は、その旨を理事会に報告し承認を受けるとともに、議事録に明記する。

(監事の選任)

第3条 寄附行為第7条の監事の選任に関する評議員会の同意は、次に掲げる各号による。

- (1) 理事会は、監事候補者選考委員会(以下「選考委員会」という。)を設置する。選考委員会は、常設とする。
- (2) 選考委員会は、学院長が委員長となる。ただし、学院長が欠けたとき又は事故あるときは、鎮西学院副学院長又は鎮西学院大学学長が委員長の職務を代行する。
- (3) 選考委員会の委員は、寄附行為第25条のうち、第1号から第9号までの評議員から2人、第10号及び第11号の評議員から2人、第12号の評議員から2人、第13号から第16号までの評議員から3人、計9人の評議員により構成する。
- (4) 選考委員会は、委員の2分の1以上の出席(意思表示回答書による出席は除く。)により成立する。
- (5) 選考委員会は、選考委員会が適当と認める者のうちから2人を選考し、本人に就任の意思を確認の上監事候補者とし、その氏名を理事会に報告する。
- (6) 理事長は、前号の報告を受けたときは、遅滞なく評議員会において前号の2人の監事候補者に対する同意の投票を実施し、この投票において過半数の同意を得た候補者を理事長に報告する。投票実施の細目については、第1条第1号、第5号及び第6号の規定を準

用する。

(7) 監事に欠員が生じた場合、前2号においては、「2人」を「補欠の人数」と読み替える。

(理事長の再任)

第4条 寄附行為第5条第2項の規定にかかわらず、理事長の選任回数は、連続して3回までとし、特段の理由がある場合、連続して4回までとすることができる。ただし、この場合、理事全員の賛同を要するものとする。

第二章 評議員の選挙及び選任

(評議員の選挙)

第5条 寄附行為第25条第1項第10号及び第11号に規定する評議員は、次に掲げる各号により選挙する。

- (1) 在籍1年以上、年齢20才以上の教職員はすべて評議員を選挙する権利がある。
- (2) 評議員の被選挙権者は在籍1年以上、年齢25才以上の教職員とする。
- (3) 寄附行為第25条第1項第10号に定める評議員は、当分の間大学教員3名、高等学校教員3名とする。
- (4) 寄附行為第25条第1項第11号に定める評議員は当分の間、大学、高等学校職員各1名とする。
- (5) 理事長は投票日時、投票場所、開票場所を定め投票日の1週間前に各選挙人に通知しなければならない。
- (6) 理事長は投票日に事故ある者のために不在投票を認めることができる。
- (7) 理事長は選挙期日1週間前に選挙人名簿を作成し教職員に閲覧させなければならない。
- (8) 選挙は完全連記無記名投票をもって行う。
- (9) 理事長は教職員のうちから選挙立会人を定め投票及び開票に立ち会わせる。
- (10) 所定の投票用紙を用いないものは無効とする。投票の効力に疑義が生じたときは立会人の票決により効力の有無を決し、立会人において決しないときは理事長が決定する。
- (11) 得票順により当選者を定める。得票が同数のときは立会人の票決で定める。
- (12) 理事長は当選者に対し当選通知を出しその就任を求めなければならない。当選者が就任を承諾しない場合は次点者をもって当選者と定める。
- (13) 理事長は選挙録を作成し立会人と共にこれに署名し保存しなければならない。

(第11号評議員の選任)

第6条 寄附行為第二十五条第1項第十一号に定める校友会から推薦する評議員の選出については校友会において定める。但し、校友で学校法人の教職員は選挙権・被選挙権ともに有しな

いものとする。

第 三 章 理事会及び評議員会

第 7 条 理事会の議事録についてはその議事経過の要領、結果及び議決の場合は賛否の数を記したものを作成するものとする。

第 8 条 評議員会議長において必要と認めるとき及び評議員会の議決があったときは評議員でない者を会議に出席させて意見を陳述させることができる。

附則

この施行細則は、昭和31年4月から施行する。

この施行細則は、一部改正し2002年(平成14)4月1日から施行する。

この施行細則は、2018年(平成30)12月19日から施行する。

ただし、第4条の理事長の再任回数の制限は、施行日以降の役員の選任から適用する。

この施行細則は、2020(令和2)年4月1日から施行する。

鎮西学院 学院長選考規程

(趣旨)

第1条 この規程は、鎮西学院寄附行為第16条に定める学院長の選考等について定める。

(学院長候補者選考委員会の設置)

第2条 理事会は次の各号の1に該当する場合において学院長候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

- (1) 学院長の任期が満了するとき。
- (2) 学院長の辞任を理事会が承認したとき。
- (3) 学院長が前号以外の理由により欠員となった場合。

第3条 学院長の選出は、選考の事由が前条第1号に該当する場合は、任期満了日の30日以前に、前条第2号及び第3号に該当する場合は、辞任を申し出た日又は欠員となった日から30日以内に行うものとする。

(委員会の構成)

第4条 委員会は、理事長が議長となり、学長、校長、園長、宗教主事及び寄附行為第6条第8号の理事のうち日本キリスト教団教役者並びに理事会が指名する理事2名(現院長を除く)により構成する。

2 前項のうち、理事会が指名する理事2名は、寄附行為6条第7号及び8号に規定される理事からそれぞれ1名指名することとする。

(学院長候補者の選考基準)

第5条 学院長候補者は次の各号に該当する者から選考するものとする。

- (1) 福音主義のキリスト者であって、学院の建学の精神の継承発展が期待できる者
- (2) 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、キリスト教主義教育に関し深い識見を有する者
- (3) 優れたリーダーシップと教学上のマネジメント能力を有する者

(学院長候補者の選考)

第6条 学院長候補者の選考は、委員会の議を経て、常置委員会で候補者を決定する。

(学院長の選任)

第7条 理事会は前条により報告された候補者のうちから学院長を選任する。

2 学院長の決定は出席理事の3分の2以上の同意を得なければならない。

3 理事長は、第1項の学院長の選任にあたっては、あらかじめ評議員会の意見を聴取するものとする。

(学院長の再任手続き)

第8条 学院長が再任される場合も、前条までの手続きを経なければならない。

(補欠の場合の任期)

第9条 第2条第2号及び第3号の事由により選任された学院長の任期は、前任者の残任期間とする。

(他の役職の兼務)

第10条 学院長は学長、校長又は園長を兼務できるものとする。

(規程の改廃)

第11条 本規程の改廃は、理事会が行う。

附則

この規程は、2019(平成31)年4月1日より施行する。

鎮西学院高等学校校長選考規程

(趣旨)

第1条 鎮西学院高等学校の校長の選考については、この規程の定めるところによる。

(校長の選考)

第2条 校長の選考は、この規程が定めるところにより理事会が行う。

(校長候補者選考委員会の設置)

第3条 理事会は次の各号の1に該当する場合において校長候補者選考委員会(以下「委員会」とい

う。)を設ける。

- (1) 校長の任期が満了するとき。
- (2) 校長の辞任を理事会が承認したとき。
- (3) 校長が前号以外の理由により欠員となった場合。

第4条 校長の選出は、選考の事由が前条第1号に該当する場合は、任期満了日の30日以前に、前条第2号及び第3号に該当する場合は、辞任を申し出た日又は欠員となった日から30日以内に行うものとする。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、理事長が議長となり、理事会が指名する理事2名(校長を除く)及び高校職員会議が選出する専任教員2名により構成する。

(校長候補者の選考基準)

第6条 校長候補者は次の各号に該当する者から選考するものとする。

- (1) 原則として福音主義のキリスト者、若しくは福音主義キリスト教を深く理解する者であって、学院の建学の精神の継承発展が期待できる者
- (2) 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育行政に関し識見を有する者
- (3) 優れたリーダーシップと経営管理能力を有する者

(校長候補者の選考)

第7条 校長候補者の選考は、委員会の議を経て、常置委員会で候補者を決定する。

- 2 委員会は前項の校長候補者の選考に当たっては、事前に高校職員会議の意見を聴取するものとする。

(校長の選任)

第8条 理事会は前条により報告された候補者のうちから校長を選任する。

2 校長の決定は出席理事の3分の2以上の同意を得なければならない。

(校長の任期)

第9条 校長の任期は3年とし、再任を妨げない。

(校長の再任手続き)

第10条 校長が再任される場合も、第8条までの手続きを経なければならない。

(補欠の場合の任期)

第11条 第3条第2号及び第3号の事由により選任された校長の任期は、前任者の残任期間とする。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会が行う。

附則

この規程は、2019(平成31)年4月1日より施行する。

鎮西学院幼稚園園長選考規程

(趣旨)

第1条 鎮西学院幼稚園の園長の選考については、この規程の定めるところによる。

(園長の選考)

第2条 園長の選考は、この規程が定めるところにより理事会が行う。

(園長候補者選考委員会の設置)

第3条 理事会は次の各号の1に該当する場合において園長候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

- (1) 園長の任期が満了するとき。
- (2) 園長の辞任を理事会が承認したとき。
- (3) 園長が前号以外の理由により欠員となった場合。

第4条 園長の選出は、選考の事由が前条第1号に該当する場合は、任期満了日の30日以前に、前条第2号及び第3号に該当する場合は、辞任を申し出た日又は欠員となった日から30日以内に行うものとする。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、理事長が議長となり、理事会が指名する理事2名(園長を除く)及び幼稚園職員会議が選出する専任教員2名により構成する。

(園長候補者の選考基準)

第6条 園長候補者は次の各号に該当する者から選考するものとする。

- (1) 原則として福音主義のキリスト者、若しくは福音主義キリスト教を深く理解する者であって、学院の建学の精神の継承発展が期待できる者
- (2) 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育行政・保育行政に関し識見を有する者
- (3) 優れたリーダーシップと経営管理能力を有する者

(園長候補者の選考)

第7条 園長候補者の選考は、委員会の議を経て、常置委員会で候補者を決定する。

- 2 委員会は前項の園長候補者の選考に当たっては、事前に幼稚園職員会議の意見を聴取するものとする。

(園長の選任)

第8条 理事会は前条により報告された候補者のうちから園長を選任する。

2 園長の決定は出席理事の3分の2以上の同意を得なければならない。

(園長の任期)

第9条 園長の任期は3年とし、再任を妨げない。

(園長の再任手続き)

第10条 園長が再任される場合も、第8条までの手続きを経なければならない。

(補欠の場合の任期)

第11条 第3条第2号及び第3号の事由により選任された園長の任期は、前任者の残任期間とする。

(規程の改廃)

第12条 本規程の改廃は、理事会が行う。

附則

この規程は、2019(平成31)年4月1日より施行する。

鎮西学院事務局長選考規程

(趣旨)

第1条 鎮西学院本部事務局長(以下「事務局長」という。)の選考については、この規程の定めるところによる。

(事務局長の選考)

第2条 事務局長の選考は、この規程が定めるところにより理事会が行う。

(事務局長候補者選考委員会の設置)

第3条 理事会は次の各号の1に該当する場合において事務局長候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

- (1) 事務局長が定年退職となったとき。
- (2) 事務局長の辞任を理事会が承認したとき。
- (3) 事務局長が前号以外の理由により欠員となった場合。

第4条 事務局長の選出は、辞任を申し出た日又は欠員となった日から30日以内に行うものとする。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、理事長が議長となり、常勤の理事(ただし事務局長を除く)により構成する。

(事務局長候補者の選考基準)

第6条 事務局長候補者は次の各号に該当する者から選考するものとする。

- (1) 福音主義キリスト教を理解する者であって、本学院の建学の精神の継承発展が期待できる者
- (2) 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、教育行政及び財務に関し識見を有する者
- (3) 優れたリーダーシップと経営管理能力を有する者

(事務局長候補者の選考)

第7条 事務局長候補者の選考は、委員会の議を経て、常置委員会で候補者を決定する。

(事務局長の選任)

第8条 理事会は前条により報告された候補者のうちから事務局長を選任する。

- 2 事務局長の決定は出席理事の3分の2以上の同意を得なければならない。

- 3 理事長は、第1項の事務局長の選任にあたっては、あらかじめ評議員会の意見を聴取するものとする。

(事務局長の兼務)

第9条 事務局長は大学事務局長、高校事務長又は幼稚園事務長を兼務することができる。

(規程の改廃)

第10条 本規程の改廃は、理事会が行う。

附則

この規程は、2019(平成31)年4月1日より施行する。

鎮西学院大学事務局長、鎮西学院高等学校事務長 及び鎮西学院幼稚園事務長選考規程

(趣旨)

第1条 長崎ウエスレヤン大学事務局長、鎮西学院高等学校事務長及び鎮西学院幼稚園事務長の選考については、この規程の定めるところによる。

(事務局長の選考)

第2条 前条の選考は、この規程が定めるところにより理事会が行う。

(事務局長候補者選考委員会の設置)

第3条 理事会は次の各号の1に該当する場合において事務局長・事務長候補者選考委員会(以下「委員会」という。)を設ける。

- (1) 事務局長又は事務長が定年退職となったとき。
- (2) 事務局長又は事務長の辞任を理事会が承認したとき。
- (3) 事務局長又は事務長が前号以外の理由により欠員となった場合。

第4条 事務局長又は事務長の選出は、辞任を申し出た日又は欠員となった日から 30 日以内に行うものとする。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、理事長が議長となり、常勤の理事により構成する。

(事務局長候補者の選考基準)

第6条 事務局長又は事務長候補者は次の各号に該当する者から選考するものとする。

- (1) 福音主義キリスト教を理解する者であって、本学院の建学の精神の継承発展が期待できる者
- (2) 人格が高潔で、学識が優れ、かつ、所掌する部門の事務に関し識見を有する者
- (3) 優れたリーダーシップと経営管理能力を有する者

(事務局長候補者の選考)

第7条 事務局長又は事務長候補者の選考は、委員会の議を経て、常置委員会で候補者を決定する。

(事務局長の選任)

第8条 理事会は前条により報告された候補者のうちから事務局長又は事務長を選任する。

2 事務局長又は事務長の決定は出席理事の3分の2以上の同意を得なければならない。
(規程の改廃)

第9条 本規程の改廃は、理事会が行う。

附則

この規程は、2019(平成31)年4月1日より施行する。

